

## 平成29年度における独立行政法人経済産業研究所の中小事業者に関する契約の方針

平成29年8月  
独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、平成29年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

### 第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- (1) 平成29年度の経済産業研究所における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約1億円、比率が66.5%になるよう努めるものとする。
- (2) 新規中小企業者向け契約目標については、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成29年7月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4,278億円の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を平成29年度までに概ね2%とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。また、平成26年度実績値が推計値であることを踏まえ、引き続き、新規中小企業者の契約実績等の把握に努める。

（参考）平成26年度新規中小企業者向け契約実績（推計値）  
実績額 32万円 官公需総額に占める割合 約0.1%

### (3) 推進体制の整備

- ①官公需確保対策の円滑な推進に資するため、中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。推進体制は「別紙」のとおりとする。
- ②推進本部は、方針の策定、実績及び課題の把握等を業務とする。
- ③推進本部事務局は官公需に適した新規中小企業者に関する情報の収集、各調達担当部署に対する情報提供や提案等を業務とする。

### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、研究所は、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 官公需情報の提供の徹底

入札情報について、ホームページへの公示を活用するなど、研究所からの情報発信する仕組みを継続する。

(2) 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。

(3) 中小石油販売業者に対する配慮

①石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

②災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

③災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

(1) 各調達担当部署は、類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。

(2) 各調達担当部署は、契約相手が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すとともに、官公需施策の情報を提供するものとする。

(3) 推進本部事務局は、新規中小企業者であって官公需への参入の可能性があるものに対して、「ここから調達サイト」をはじめとする施策情報を積極的に提供するとともに、こうした新規中小企業者のリストを作成して、各調達担当部署へ提供する。

(4) 各調達担当部署は、研究所における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。

(5) 推進本部は、各調達担当部署において契約した新規中小企業の契約情報を収集し、各調達担当部署に共有する。

(6) 中小企業庁から周知される官公需適格組合制度について、推進本部事務局は、各調達担当部署に対して周知に努める。

第4 上記第1.～第3.に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 本方針は、研究所のすべての調達担当部署に適用する。
- (2) 推進本部事務局は、経済産業省及び中小企業庁から提供のあった新規中小企業者との契約の増加に資する必要な情報を各調達担当部署に対して周知に努める。

推進体制

